

令和3年2月25日開会

令和3年2月25日閉会

# 第7回久慈広域連合議会定例会会議録

久慈広域連合議会



第7回久慈広域連合議会定例会

○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・1  
○会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・1  
○出席・欠席議員・・・・・・・・・・・・・1  
○事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・1  
○説明のための出席者・・・・・・・・・・・・・1  
○開会・開議・・・・・・・・・・・・・1  
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・1  
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・2  
○会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・2  
○広域連合長施政方針演述・・・・・・・・・・・・・2  
○議案第1号から議案第6号まで・・・・・・・・・・・・・3  
    提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・3  
    総括質疑・・・・・・・・・・・・・5  
○一般質問・・・・・・・・・・・・・5  
    14番城内仲悦君・・・・・・・・・・・・・5  
        広域連合長答弁・・・・・・・・・・・・・6  
        再質問・・・・・・・・・・・・・6  
    5番信田義朋君・・・・・・・・・・・・・12  
        広域連合長答弁・・・・・・・・・・・・・12  
        再質問・・・・・・・・・・・・・13  
○議案第1号・・・・・・・・・・・・・16  
    質疑・・・・・・・・・・・・・16  
    採決・・・・・・・・・・・・・22  
○議案第2号・・・・・・・・・・・・・22  
    質疑・・・・・・・・・・・・・23  
    採決・・・・・・・・・・・・・26  
○議案第3号・・・・・・・・・・・・・26  
    質疑・・・・・・・・・・・・・27  
    採決・・・・・・・・・・・・・29  
○議案第4号・・・・・・・・・・・・・29  
    質疑・・・・・・・・・・・・・30  
    採決・・・・・・・・・・・・・31  
○議案第5号・・・・・・・・・・・・・31  
    質疑・・・・・・・・・・・・・32  
    採決・・・・・・・・・・・・・32  
○議案第6号・・・・・・・・・・・・・32  
    質疑・・・・・・・・・・・・・32  
    採決・・・・・・・・・・・・・32  
○閉会・・・・・・・・・・・・・32



# 第7回久慈広域連合議会定例会会議録

## 議事日程第1号

令和3年2月25日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 広域連合長施政方針演述
- 第4 議案第1号から議案第6号まで  
提案理由の説明・総括質疑
- 第5 一般質問
- 第6 議案第1号（質疑・討論・採決）
- 第7 議案第2号（質疑・討論・採決）
- 第8 議案第3号（質疑・討論・採決）
- 第9 議案第4号（質疑・討論・採決）
- 第10 議案第5号（質疑・討論・採決）
- 第11 議案第6号（質疑・討論・採決）

当に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第6号 火災予防条例の一部を改正する条例

## 出席議員（13名）

- 1番 野場 義時君
- 2番 森田 幸一君
- 3番 小野寺 豊君
- 4番 野崎 泰斗君
- 5番 信田 義朋君
- 6番 南 一郎君
- 8番 下館 岩吉君
- 9番 小倉 利之君
- 10番 二子 賢一君
- 11番 黒沼 繁樹君
- 12番 泉川 博明君
- 13番 佐々木 栄幸君
- 14番 城内 仲悦君

## 欠席議員（1名）

- 7番 金沢 秀男君

## 会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 広域連合長施政方針演述
- 日程第4 議案第1号 令和3年度久慈広域連合一般会計予算  
議案第2号 令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計予算  
議案第3号 令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算（第4号）  
議案第4号 令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第5号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
議案第6号 火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 令和3年度久慈広域連合一般会計予算
- 日程第7 議案第2号 令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第3号 令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第4号 令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 一般職の職員の特殊勤務手

## 事務局職員出席者

- 書記 下上 幸紀
- 書記 板垣 俊隆
- 書記 中村 安耶

## 説明のための出席者

- 広域連合長 遠藤 譲一君
- 副広域連合長 水上 信宏君
- 副広域連合長 小田 祐土君
- 副広域連合長 榎屋 伸夫君
- 監査委員 石渡 高雄君
- 事務局長 上有谷 満君
- 消防長 大粒来輝行君
- 会計管理者 蒲野喜美男君
- 消防次長 立白 勝君
- 消防次長 城内 和彦君
- 総務企画課長 吉田 義行君
- 介護保険課長 橋本 藤雄君
- 衛生課長 中新井田理君
- 久慈消防署長 中屋敷 亨君
- 洋野消防署長 野中 修孝君

~~~~~

## 午前10時00分 開会・開議

○議長（佐々木栄幸君） おはようございます。ただいまから第7回久慈広域連合議会定例会を開会いたします。

欠席の届出は、金沢秀男議員からありました。

~~~~~

## 諸般の報告

○議長（佐々木栄幸君） 諸般の報告をいたします。

今回の会議では、新型コロナウイルスの感染防止対策として、席の間隔を空けることといたしますので、

ご協力をお願いいたします。

次に、広域連合長から議案の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果報告4件及び定期監査報告1件が提出され、お手元に配付してあります。

~~~~~

### 日程第1 会期の決定

**○議長（佐々木栄幸君）** これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第2 会議録署名議員の指名

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に野場義時君、森田幸一君を指名いたします。

~~~~~

### 日程第3 広域連合長施政方針演述

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第3、「広域連合長施政方針演述」であります。

遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 第7回久慈広域連合議会定例会において、令和3年度予算案及び諸議案をご審議いただくに当たり、各施策の概要を申し述べ、住民並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災から間もなく10年が経過しようとしております。当広域連合の関係市町村におきましては、復旧・復興に全力で取り組み、全体としてはおおむね計画どおりに進んでいるものと捉えております。

今後におきましては、震災を通じて得られた教訓や課題を埋もれさせることなく、将来起こり得る大規模災害の備えとして生かさなければならぬと考えております。

また、人口減少、少子高齢化等、当地域が抱える課題は少なくありません。そのような中、関係市町村の

財政状況は一段と厳しくなっていくと予想される所であり、行政サービスを維持するためには、効果的、効率的な施策の選択、計画的な施設の整備、管理運営が重要であると考えております。

当広域連合は、介護、火葬、ごみ・し尿処理、消防の限られた共同処理事務の範囲ではありますが、担うべき役割を踏まえ、引き続き適正な行財政運営に取り組んでまいります。

それでは、久慈広域連合広域計画に掲げる項目に沿って、新年度の施策の方向性について申し上げます。

初めに、介護保険事業について申し上げます。

令和3年度を初年度とする第8期介護保険事業計画につきましては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者への支援体制の構築を推進することとしている所であり、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにとの基本理念を具現化できるよう、関係市町村はもとより、保健、福祉、医療等関係機関と連携し、取組を推進してまいります。

介護保険料につきましては、高齢化の進展や介護サービスの拡充などに伴い、上昇が避けられない状況となっておりますが、介護保険給付費準備基金の投入により保険料の上昇抑制を図るほか、低所得者に対する保険料軽減策を継続するとともに、国の動向を注視し、さらなる軽減策を検討してまいります。

このほか、介護保険制度の適正な運営に向け、事業計画や制度の周知、介護給付費適正化事業の推進、保険料の滞納解消に向けた取組に努めてまいります。

次に、衛生事業について申し上げます。

ごみ処理事業につきましては、地球温暖化に伴う気象災害リスクの増加などの気象危機への対応のため、脱炭素社会の実現と循環型社会形成の推進に向け、ごみの排出抑制と適正な分別、さらには資源リサイクルの取組を徹底するとともに、事業所から排出される事業系ごみ処理費の適正負担化を検討し、持続可能なごみ処理体制の確保と、地域住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ってまいります。

し尿処理事業につきましては、公共下水道等、他の汚水処理事業と比較し、し尿処理手数料見直しを検討

するなど住民負担のあり方を精査するとともに、安定かつ適正で持続可能なし尿処理体制の確立に努めてまいります。

これらの廃棄物処理事業における主要施策の整備方針につきましては、し尿処理場は、現在、新たな汚泥再生処理センターの整備を進めているところであり、今後も引き続き、建設工事の進捗に努め、令和3年度内の工事完成及び供用開始に向け、鋭意取り組んでまいります。

また、ごみ焼却場は、現施設の基幹改良工事が完了することから、引き続き適切な維持管理に努め、最終処分場は、埋立容量が残り少ない状況にあることから、今後も関係市町村と相互に連携しながら、延命化などの諸方策について検討を進めてまいります。

最後に、消防行政について申し上げます。

火災予防につきましては、当広域管内における建物火災の出火原因として、ストーブ周辺の火の取扱いの不注意によるものが多くなっていることから、地域の巡回など警戒活動を強化するとともに、広報活動やホームページ、チラシなどを活用した注意喚起を行ってまいります。

また、令和2年4月から施行された重大な消防法令違反のある防火対象物の公表制度につきましては、防火対象物関係者の御理解の下、早期是正が図られ、運用開始から公表対象物の該当がゼロを継続しているところであり、今後もこの状況を維持継続できるよう指導の徹底を図ってまいります。

救急業務につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国から通知されました救急隊の感染防止対策マニュアルを遵守するとともに、感染防止資器材の確保に努めるほか、久慈保健所、感染症指定医療機関及び当消防本部において、感染症患者の救急搬送を想定した訓練と検証会を実施し、相互に密接に連携しながら引き続き感染防止対策に取り組んでまいります。

通信体制の強化につきましては、災害が複雑多様化する中で、住民サービスの向上、広域的な災害対応力の強化及び行財政面の効率化を図る必要があることから、岩手県共同消防指令センターの令和8年度運用開始に向けて、県内各消防本部と連携し鋭意取り組んでまいります。

消防防災体制の充実強化につきましては、三陸沿岸

道路が令和3年中に全線開通することにより、大規模な交通事故が懸念されることから、隣接する消防本部である宮古地区広域行政事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部と消防相互応援協定に基づき出場体制の連携強化に努め、効率的な運用を図ってまいります。

今後とも、東日本大震災、平成28年台風第10号、令和元年台風第19号など大規模な自然災害への対応を教訓とし、あらゆる災害に的確に対応できるよう、消防車両や資機材を計画的に整備するとともに、関係機関との連携強化を図り、地域住民の安全・安心のための消防行政を推進してまいります。

以上、令和3年度の主な施策の方針を申し述べましたが、今後とも関係市町村と連携するとともに、効率的な組織運営に努め、住民サービスを向上させ、安全で安心な生活を確保するため、諸課題に積極的に取り組んでまいります。

改めまして、地域住民並びに議員各位におかれましては、久慈広域連合の運営にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

#### 日程第4 提案理由の説明・総括質疑

○議長（佐々木栄幸君） 日程第4、議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上有谷事務局長。

○事務局長（上有谷満君） 本定例会に提案いたしました議案6件の提案理由について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計予算」について申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億990万4,000円に定めようとするものであります。この予算規模は、前年度当初予算額と比較いたしまして42億9,565万8,000円、53.7%の減となっております。

次に、5ページをお開き願います。

歳入の主な項目について、前年度予算額との比較で申し上げます。

分担金及び負担金は、33億2,432万4,000円、49.7%の減、主に塵芥処理施設建設事業費負担金及びし尿処理施設建設事業費負担金の減によるものであります。

国庫支出金は、9億7,946万円、94.7%の減、主に循環型社会形成推進交付金の減によるものであります。

県支出金は、1,233万3,000円、80.4%の増、主に低所得者保険料軽減負担金の増によるものであります。

財産収入は、373万5,000円、12.2%の減となっております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

歳出であります。目的別に主な項目について申し上げます。

民生費は、6,427万3,000円、5.9%の増、主に介護保険特別会計への介護給付費繰出金及び低所得者保険料軽減繰出金の増によるものであります。

衛生費は、43億6,611万2,000円、79.3%の減、主にごみ焼却場基幹設備改良事業費及び汚泥再生処理センター整備事業費の減によるものであります。

消防費は、664万6,000円、0.5%の増となっております。

以上のほか、第2条及び第3条において一時借入金の借入れの最高額、同一款内での流用できる経費について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、35ページをお開き願います。

議案第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」についてであります。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ71億2,657万3,000円に定めようとするものであります。この予算規模は、前年度当初予算額と比較いたしまして2億339万7,000円、2.9%の増となっております。

次に、39ページをお開き願います。

歳入の主な項目について、前年度予算額との比較で申し上げます。

保険料は、4,277万4,000円、3.4%の増、主に第8期介護保険事業計画による保健料改定及び高齢者人口の増加によるものであります。

国庫支出金は、4,299万5,000円、2.4%の増。

支払基金交付金は、5,585万4,000円、3.1%の増。

県支出金は、3,184万3,000円、3.1%の増、これらは主に介護給付費負担金の増によるものであります。

繰入金金は、2,999万4,000円、2.7%の増、主に介護給付費繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金の増によるものであります。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。

歳出であります。目的別に主な項目について申し上げます。

上げます。

介護総務費は、1,318万8,000円、11.5%の減、主に介護保険システム改修委託料の減によるものであります。

保険給付費は、2億2,276万6,000円、3.5%の増、主に第8期介護保険事業計画による保険給付費の増によるものであります。

地域支援事業費は、613万1,000円、1.3%の減となっております。

35ページに戻りまして、第2条、歳出予算の流用であります。同一款内での流用できる経費について定めようとするものであります。

次に、議案第3号「令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算（第4号）」であります。今回の補正は、本年度最終補正となりますので、現時点での事業費の最終見込み等により調整を行ったものであります。

1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、規定の予算額から歳入歳出それぞれ1,317万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ80億6,903万9,000円にしようとするものであります。

款及び項の補正額は2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、第2条繰越明許費であります。4ページの第2表のとおり、汚泥再生処理センター建設事業費について事業費を翌年度に繰越ししようとするものであります。

次に、第3条、債務負担行為の補正であります。5ページの第3表のとおり、久慈地区汚泥再生処理センター運営事業を追加しようとするものであります。

次に、議案第4号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。今回の補正は1ページのとおり規定の予算額に歳入歳出それぞれ3,958万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ70億5,088万9,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。実績見込みに基づき、歳入につきましては2ページのとおり保険料、支払基金交付金、県支出金、諸収入を増額、国庫支出金、財産収入、繰入金を減額し、歳出につきましては3ページのとおり、保険給付費を増額、介護総務費、地域支援事業費、基金積立金を減額しようとするものであります。



す。

次に、議案第5号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、この条例は、多発する自然災害の大規模化、及び消防業務の多様化など、消防を取り巻く環境の変化に対応するため、特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額について所要の整備をしようとするものであります。

最後に、議案第6号「火災予防条例の一部を改正する条例」ですが、この条例は、対象火気設備等の位置、構造、及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に係る規定を整備しようとするものであります。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（佐々木栄幸君）** これより、提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 議案第5号ですけれども、新たに第2条で救助活動手当、危険業務手当、感染症防疫業務手当等が新設されることの提案でございますが、それぞれの件数等はどのような計算となっているのか、お聞かせください。

議長、あとでもいい。

**○議長（佐々木栄幸君）** あとで調べて。

あとございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第5、一般質問を行います。

順次質問を許します。14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 私は、第7回久慈広域連合議会定例議会に当たり、広域連合長に対し、介護、衛生、消防事業等について、一般質問をします。

質問の第1は、広域連合長施政方針演述についてであります。

介護保険事業は、制度が発足してから21年目に入ります。第8期では高齢者が住み慣れた地域で生活を

できるようにとの基本理念を具現化するよう取組を推進するとしています。しかしながら、走りながら考えるとしてスタートしましたが、3年ごとに制度の見直しを行い、改定のたびに、よりよい制度に修正されていくものと思っていましたが、この間の改定は、制度の持続可能性ばかりが議論され、その結果として、1つは、保険料・利用料の引上げによる国民の負担増、2つ目は、サービスの削減、切捨てによる家族の介護負担増、そして3つ目は、介護報酬の削減による経営難、またそれに連続するように福祉で働く職員の給与水準は、全産業と比較して月収が10万円も低い水準に陥っています。

そこでお尋ねします。確かに、制度は持続していますが、信頼されない介護保険制度になっていませんか。認識を問うものであります。

次に、施政方針演述の中に、持続可能という言葉が2カ所に使われております。1カ所は、事業系ごみ処理の適正化の件と、2カ所目は、し尿処理手数料の見直しの件と、住民負担のあり方の精査とありますが、それぞれの負担増についての考え方について伺います。

次に、通信体制の強化についてであります。

第1点は、12消防本部中2本部、一関・大船渡の各本部が参加しないということですが、その理由は何かについてお尋ねします。

第2点は、消防指令業務の共同運用における期待される効果について5点示されましたが、デメリットについてお尋ねします。

第3点は、共同指令センターの開始により、久慈消防本部の指令センターの役割がどのように変わるのか、お尋ねします。

第4点は、共同センターへの派遣予定者数は2名とのことですが、派遣期間、労働条件、処遇等はどのようになるのか、お尋ねします。

質問の第2は、介護医療院についてであります。

次期施設整備意向調査集計表によれば、介護医療院という施設サービスがあります。この施設サービスの内容と、出てきた背景についてお尋ねします。

質問の第3は、要介護1、2の総合事業の対象化の動きについてであります。

厚生労働省では、要介護1、2を介護保険事業から外す動きをしているようですが、どのように捉えていますか、お尋ねします。もしこのことが事実で

あるならば、連合長、反対の声を上げるべきではありませんか、ご所見をお聞かせいただきたい。

以上で、登壇しての質問を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤謙一君）** 城内仲悦議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、広域連合長施政方針についてお答えをいたします。

まず、介護保険事業についてであります。平成12年にスタートいたしました介護保険制度は、高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着してまいりました。この間、急速な少子高齢化の進展とともに、地域のありようなどが大きく変化する中においても、この制度が将来にわたって安定的かつ持続可能なものとなるよう、3年ごとに見直しがなされてきたものと認識しております。

次に、事業系ごみ処理費の適正化の検討、し尿処理手数料の見直しの検討に係る住民等の負担増の考え方についてお答えをいたします。

当広域連合の使用料・手数料の見直しに当たっては、算定方法を原価計算方式としており、特定の人の利益のために生じた経費に対する受益者負担割合は100%負担を基本方針としているところであります。なお、し尿処理手数料の見直しにつきましては、関係市町村の下水道料金等の受益者負担割合を勘案するとともに、住民の負担が急激に増えることのないよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、通信体制の強化についてお答えをいたします。

まず、一関市消防本部及び大船渡地区消防組合消防本部が参加しない理由であります。両消防本部ともに十分な検討が行えておらず、今回は参加を見送ったと伺っているところであります。

次に、消防司令業務の共同運用に係るデメリットについてであります。県内各地から119番通報があることから、地域の方言の聞き取りに困難が生じるおそれがあることに加えて、管轄区内の地理の把握等、派遣職員の負担が増える可能性があるかと捉えております。

次に、消防指令センター共同運用に係る当消防本部の役割についてであります。現在の指令センターで行っている119番通報から出動指令までの業務は、共同指令センターに集約されることとなりますが、部隊運用に係る無線統制や、消防団をはじめとする関係機

関との連絡調整を行う役割は、今後も当消防本部が担うこととなるものであります。

次に、派遣職員の派遣期間、労働条件についてありますが、派遣期間は2年から3年間とし、労働条件は現在と同様の隔日勤務体制となる見込みとなっております。

次に、介護医療院についてお答えいたします。

介護医療院とは、2018年に創設されたものであり、介護療養病床に代わり、長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、日常的な医学管理、みとり、及びターミナルケアなどを提供する施設であります。

次に、介護医療院の出してきた背景であります。病院から社会的入院をなくすため、国は介護療養病床を廃止し、介護療養型老人保健施設へ転換するよう進めてまいりましたが、転換が予定どおりには進まなかったことから、検討が重ねられた結果、2023年度末までの廃止が決定されたところであります。この介護療養病床の転換先として、介護医療院が創設されたものと承知をいたしております。

次に、要介護1、2の総合事業化の動きについてお答えいたします。

要介護1、2の地域支援事業への移行については、国の社会保障審議会において、継続検討になったと認識しております。一方、総合事業利用者が要介護1、2となった場合、生活支援サービス等が利用できるよう、省令が改正されるものと承知しております。今後におきましても国の動向を注視してまいりたいと考えているところであります。

以上で、城内仲悦議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** ただいまの答弁ではですね、3年ごとに繰り返し見直しがされてきたんだと、社会全体的に見たというふうな答弁がありましたけども、実際は去年の1月に介護保険を当時推進した人たちがいるんですが、例えば上野千鶴子氏、樋口恵子氏、服部万里子氏、この方たちが昨年1月に国会に集まって20年目の介護保険について考える集会をやっているんですね。そこでの発言は異口同音に自公民政権による介護保険の連続改悪を批判し、公的介護給付の拡充

と、介護従事者の処遇改善の必要性を訴えているんですよ。このことについては、当時進めた人たちが今、20年たった今日、このような認識に立っているんですが、このことについてはご認識ありますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** ただいまのお話でございますけども、ちょっとこちらの資料ございませんので、認識しておりませんでした。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** この資料は、ゆたかなくらしという月刊誌がありまして、当局も取っているというふうに伺ってますけど、私、やっぱり本当に保険料あって介護なしという状況が今、進行しているんじゃないでしょうか。保険料を納めますよ、天引きで取られますから。しかしいざ要介護なり、介護度が出て、介護保険を使うとなったときに、使えないという状況が一定程度リスクがあるわけで、そういう認識がこの方たちにとって、今のような表現になっているんだということについては、ぜひ認識を新たにさせていただきたいというふうに思います。

今度も当局の説明では6,000円を超える介護保険料になりますよね。もう限界ですよ、もう。これはなぜそうなっているかと、仕組みはそうですよね。施設を建てるような介護を強化していく、それが全て保険料に跳ね返っている仕組み、ここにやっぱりメスを入れるということが大事だと思います。持続可能になっていくと言いますが、負担を強化してどうして持続可能になってくるんですか。そこはやはり国の負担割合、介護でいうと25%、施設でいうと20%ですよ。この割合を変えていかない限り、まさに安定的な介護保険にはならないというふうな私は認識に立つべきだと思うんですが、このまま全部保険料に跳ね返っているんだという方向だと制度は確かに残るかもしれませんが、高齢者、被保険者の方々は耐えきれなくなっていくという状況が生まれてくるんじゃないかなと思うんですが、そういう認識はありませんか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 確かに議員さんおっしゃるとおり保険料につきましては、介護関係需要の増加に応じて保険料は上昇する仕組みになっておりますので、全国市長会とか全国町村会におきましても

既にもう負担割合ですね、国庫負担割合については引き上げることというふうに要望等しておりますので、今後とも引き続きそれは続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** そうなんです。これは私人言ってるんじゃないくて、やはり全国市長会や全国知事会もそうしないともう成り立たないんだというところまで来ているんですよ。あと、日本共産党は実はそのような提案しています。高齢者も現役世代も安心できる介護体制をどうしたらできるんだっていうことで、5つ述べているんですよ。1つは、介護サービスを取り上げる改悪をやめ、公的給付を充実する。2つ目は国による利用料・保険料の減免制度をつくること。3つ目は、国費の投入や介護報酬の増額によって介護労働者の処遇改善を行う。4つ目は、特養ホームなど介護施設の国の資金で大幅に増資する。そして5つ目は介護保険の国庫負担割合、現在は在宅25%、施設20%、緊急に10%引き上げ、将来的には国庫負担50%の仕組みをするんだというふうな方向を打ち出しました。

この方向は、これはひとえに日本共産党の提案ですけども、しかしこれは後半が人々の一致した要求になってきているんですよ。今言った全国知事会の国の負担割合を上げろっていうことも実態も入っています。そういった意味では、今言った方向でないとなかなか抜本的な改善にならないんじゃないかというふうな認識を持つんですが、いかがですか、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** ただいまの議員さんの話ですけども、確かにそのとおり、みんなで一致しながらお考えというか、介護需要増加に伴っても保険料等上昇する仕組みにならないようにといたしますか、そういうふうな仕組みも必要になってくるというふうに思っておりますし、また負担割合についても抜本的にこれは改正していかないとちょっと今現在今後どういうふうになってくるかは分かりませんが、もう少し引き上げるとかというふうな話を要望してまいらなければならないのではないかとこのふうには考えております。

また、福祉で働く職員の人材不足とか介護福祉士の賃金、月額8万円とか、今一応引き上げる施策のほう

は実施しておりますけれども、まだまだこれは全然足りないというふうに思っておりますので、これも併せながら全国市長会・町村会を通じて要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 先ほどの質問の中でも福祉で働く職員の給与、全産業と比較して今8万円って言いましたけど、10万円低いんですよ。人材が育ってこない。介護っていうのは、文書じゃないんですよ、人がいないと介護できないんです、ケアできないんです。今ロボットがいてとか言い始めてますけど、それは補助的には使うようになって、しかし人がいない限り、そのところはやはりできない部分だと私は思うんです。そういった意味で、本当に賃金の格差、これ本当に一日も早く解消していかないと、本当に人材、施設を充実したい、いい介護したい、いい施設をつかっていきたい、当然やっぱりそこに、人材が不足しているところに今、大きな問題が出てきたということは認識が一致したというふうに思います。

次に、算定の原則は出ました。持続可能などということを行いながら、値上げは支持すると。事業系ごみの適正化とか、し尿処理料金見直しということになっているわけです。これは、地域住民との関わりで当然コンセンサスを得ていく必要があると思うんですが、これは一方的に計算をしてこうだというふうになっていくのか、それともやはり住民に示しながら、こういった意向がっていうことも含めてパブリックコメントとかそういった機会を得ながら、住民の意見も聞きながら決めていくっていうことを考えているのかどうか、一方的に見直しを図って決めていくっていうことではいけないと思うんですが、その辺の決め方、確かに必要な値上げも必要かもしれませんが、その場合に住民の声をどう反映させていくかっていう機会をどのように考えているのかをお聞かせいただきたいとします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 事業系ごみとし尿の手数料の改正の方法でございますけれども、まず当広域連合の手数料については、県内ほかの団体と比べて金額が安いという形になっておりますので、そちらのほうを上上げをしていきたいという考えはありますけれども、今までも改正についてはこちらのほうで計算をし

てその金額でお願いをしたいということでの改正を行っております、特に住民等の説明というものについては行っておりませんが、必要があればそのようなことも検討してきたいと考えております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** ぜひそういう機会を得ながら住民とのコンセンサスを得る形で進めていただきたいとしますので、よろしくお願ひしたいとします。

次に、通信体制の強化です。

一関・大船渡は十分検討していないということだけですが、本当にこれだけなんですか、その理由は。例えば久慈で検討したというふうに言いますが、私どもはあまり十分知らされないうちにこの方向に行ってしまったという感じがするんですが、議会に対してもこの問題に対してどのような形でこれまで示して、共同化を図っていくんだということ、これかなり前から出でて、ちょっと忘れましたが、何年かに国が方針出して、それをやれば国が補助すんだっていうお金を示しながらっていうことがあったと思うんですが、そういった中で、早くから方針が国から出た中で、一関・大船渡が十分検討していないから参加しないんだということ、それだけなのか、私どもそれだけじゃないのではないかというふうに思いますが、その辺もうちょっと伺ってませんか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** ただいまの検討についてなんですけども、我々に資料が出たのが2月10日の検討部会の作業部会と、2月16日の岩手県消防長会2月定例会で参加しない理由につきまして、意見書として添付されておりました。共同化につきましては理解はあるということで、その検討時間が短かったっていうのが大きな理由でございました。

その理由としては、やっぱり平成24年の3月に共同運用しようということが決まっております、それに向けた話し合いを継続していこうという話だったんですけども、平成24年、ちょうど震災1年後ということで、沿岸の多くの消防本部が庁舎建設と現在の、そのとき使う消防指令台の整備をしておりました。それで、大幅に次の更新の時期というか、それまでの協議が進まなかったっていう現実がございます。そして、岩手県内消防本部の消防指令センターの更新時期が令和5年から令和8年に11本部が集中しております。それで

我々は令和6年ぐらいだったんですけども、それに向けて我々は検討してまいりましたが、その2つの消防本部につきましてはちょっと検討が不十分ということが聞かれております。また、一関消防本部につきましては、2年前から単独整備のほうで計画を進めて、それもあったということで今回は参加を見送りたいという意向でございました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** もうちょっと私も精査したいと思うんですが、いずれ一関・大船渡についてはそれなりの考えがあって現在参加してないんじゃないかというふうに思います。

先ほど、デメリットの問題が指摘されましたが、119番通報が全部センターに行ってそこから出動なんだということでした。そこでその現場の話、地域とかそれから方言とか様々ある中で、これ、現在より遅れるんじゃないですか。何で共同センターっていうのは確かに金がかからなくていいかもしれませんが、私は住民の側を見れば、119番通報が県の共同センターに行って、そこから出動命令が出ると。そしてしかもそこに方言があり、地域がそれぞれ分からない人が受けると。そういうことで私は、命に関わる問題との関わりの中、1秒2秒争う中で、その点が私、危惧するんですが、その辺はどうなんですか。今、あえてあなた方はそういう答弁しましたが、私はそこを一番、すごく感じるんですが、あえてそのことについてどう答弁いただけますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** ご質問は住民が救急要請のときに現場に着けないとか、現場到着時間が遅れるというご心配だと思います。

今、県央指令センター、現在盛岡、奥州金ヶ崎、北上の3つの消防本部でやっているんですが、現在の人口カバー率がもう64.97%とほとんど岩手県の3分の2をカバーしている状況でございます。それで大きなトラブルが出たとかいう情報は全くございません。

それで、場所については、先ほど方言というデメリットっていう形になったんですけども、その方法につきましても派遣された職員がある程度、100%ではないんですが、受信できるような体制とか様々な工夫をしているみたいですし、そして今、機械が本当に正確

な機能がありまして、統合型位置情報システムであれば、もう瞬間に、ヒット率っていうんですが、すぐ場所が分かるのが70%から80%も場所が分かってしまうというような、屋外の場合もありますので、その20%ぐらいはあると思うんですが、それはどの地域でも屋外、例えば外国人とかあるいは旅行者、そういうようなケースもあります。ほとんどすぐ分かってしまうということで、そういう点では我々は心配はしていません。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** しかし、そうは言ってもあえてこの問題はね、私はデメリットは何かっていうふうに申し上げたら、あえてこのことを示したわけでしょう。そういった意味では、心配はないけど、心配なんですよ、やっぱりこれね。ぜひこれは、今やっている主要の3地域だったらね、私、それでいいと思うんですよ。ただ、沿岸までっていうのは、岩手県は四国四県ぐらい広いわけですから、あえてそれを全部ね、県中央に集中するっていうことについては、私はあえてやる必要はないのではないかというふうにあえて申し上げておきたいと思います。

それから、この派遣期間、説明のときは2年っていうことですが、今日の答弁で2年から3年という期間が1年増えたんですけど、正確にはどうなっているのか。

それから労働条件ですけど、これは単身赴任なのか、あるいは家族がある方は家族も一緒に行くのか、そういう条件ですね。

それから、例えば行った場合に、多分これは交替制勤務だと思うんですけど、1週間に1回とか自宅に帰れるのかどうかっていう、そういう仕組みがどういうふうにつくられているのか。そういうのが明確でないんですが、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** まず派遣職員に関しましてですけども、2名から3名というのは決定事項ではありません。2名もしくは3名になる可能性ということでご提案させていただいております。

あと、派遣でございますけども、単身になるのか、家族になるのかということにつきましては、まず消防本部と派遣する職員とで協議して決定したいと考えて

おります。

あと、勤務体制でございますけれども、現在久慈消防本部の高機能指令センターに勤務しております職員と同じ隔日勤務という体制になります。一例としまして、28日4週間を基準とする2当番2指定、6日サイクルを3回、2当番1指定5日サイクルを2回、4週160時間が実現されます。いわゆる当番、非番、当番、非番、指定、指定っていう形で3連休休むことができますので、その際は地元に戻ってくるのが可能だと考えております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 今、言った勤務体系について、言葉で説明されてもピンと来ませんけれども、3連休があるということが出ました。

それから、派遣期間は2年ですか、3年ですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** 2年から3年も消防本部で決定する年数となっております、現在のところはまだ2年から3年という形で考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 派遣人数は2人から3人と。期間は2年から3年になると。まだ明確に確定しないということ言ってましたが、これいつ確定するんですか。具体的にいうと久慈が共同センターに参画するというのは令和でいうと何年になるんですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** まだ議会の議決を受けて協議会に参加することが決定しておりませんので、これからの協議会において派遣人数とか、多分派遣期間については消防本部の人事と併せて派遣できるものと思っておりますが、それで決定されるものと思っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 議会の議決を得なきゃできないっていうこと分かりましたが、そうするといつ頃を目途に考えているのかっていうのを考えを教えてください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 来年度の予算、もう設計とかの業務が入ってきますので、来年度の予算議会

の前には協議会の議決を受けてとっておりますので、8月9月あたりには協議会の決定を受けるスケジュールとなっております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 介護医療院についてです。

現在、介護の医療的なのが恵愛病院にあるんですね。たしか介護療養病床っていうのが今現在恵愛にたしか19床ぐらいあるかと思うんですが、それで、それがなくなって介護医療院という名前の施設サービスになってくるんだということでもあります。

これ実は介護医療院病床っていうのは、社会保険のほうで賄ってきた施設なんですよ。ところが背景でいうと、社会保険料の負担が多くなってきた中で、今度は介護のほうに移すんだということで介護医療院っていう名の下に、これ2018年あたりですが改正されて順次やってきてなかなかスムーズに移ってないっていう状況が出てきたと。また来年度に向けて8期計画で、久慈でいえば恵愛病院の介護療養病床が介護医療院に変わっていくということだと認識しますが、その認識でよろしいでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 病院名につきましては、公表はされておりませんので、ご容赦願います。以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 先ほど説明あったように、介護療養病床はなくなりますよね。なくなることにありますよね。そこを確認しますが、いいですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** それは確かでございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** それに代わるものとしてこの介護医療院というのが出されてきたと。

実は、介護療養病床というのは、介護サービスでいうと1人当たり38万9,000円なんですよ。ところが介護医療院になると、今度は約41万円に跳ね上がるんですね。このことが介護保険のほうの負担になってくるといふふうに言われているんですけど、そのことが、これがなったから国がお金をいっぱい出すんじゃないかと、そのことによって介護財政に負担がかかってくる

んですが、そうなってくると、どこを減らすかということになったときに今出てきているのは、要介護1・2を将来的には市町村のほうに移していくんだというような狙いがあるように背景として聞いているんですが、その辺はどう捉えていますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** その転換と介護の1・2の方のとは直接は結びつかないのではないかなというふうには考えております。それで、国のほうでは転換につきましても、これは予算的にも負担にならないというふうには出ておりますので、今後そこは推移を見ないことには、うちのほうでもちょっとはつきりしたことは言えないんですけども、そういうふうな認識を持っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 認識の違いが若干あるようですけど。

そこで、このようなことがあるんですよ。介護報酬の審議会で給付と負担のプランが盛り込まれているんですけど、検討事項の中で総合事業サービスを利用している要支援1・2の人たちが要介護1あるいは2になって介護保険の給付の対象になったときに、せっかくなじんだ総合事業サービスが使えなくなるのは気の毒だから、総合事業サービスを継続して使えるようにという文書が実は厚生労働省用意しているんですよ。要支援から要介護になって、介護保険の適用になっても総合事業サービスに残すんだという意向があるんですよ、まざまざと。この点がやっぱりありますので、そういった意味では要支援の人が要介護1になったら、なった段階ではスムーズに介護保険の対象となるようなやっぱり指導を広域連合の下でやっぱりちゃんとしてほしいんですが、留め置くんじゃなくて、介護保険の対象者にきちんとしていくんだっていうことをすべきだというふうに思うんですが、その点大丈夫でしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 要介護認定されればそれはそれですぐうちのほうはサービスの手続きはいたしますのでご安心いただきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** そろそろ大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、引き続き厚生労働省は要介護1・2を介護保険から外す動きがあります。実は見直しの人たちがどういふ人たちがいるかっていふと、経済財政諮問会議、骨太方針の指針とか、未来投資会議、規制改革推進会議、一億総活躍国民会議、内閣府に新しい政策パッケージ、そして一番問題となっている全世代型社会保障検討会議っていうのがあるんですよ。この方たちは、施設の関係者とかそういった方が一切入っていないんです。全く介護の現場にいない人たちがこの介護の財政の中身を負担増の方向にやっているとすることが明らかになっております。しかもそれに輪をかけて財務省が生活部分を介護から外せということで洗濯とかそういった給食とか、そういった台所の仕事は抜かせというような話を財務省はしているんですよ。そんなことしたら介護にならないじゃないですか。洗濯と飯を炊くのは別だと言われたら、その人は何食うんですか。こういったことが介護保険を見直す仕組みの中に財界の社長とかトップが入って、現場を知らない人たちがやっているんだということをぜひ承知していただきながらやっぱり介護保険の改善をどうすべきかということについてる頑張って検討していただきたいというふうに思ひます。

最後に、21世紀、老人福祉の向上を目指す施設連絡会議とあります。ここでは、こういうふうに言っています。介護保険制度が施行されて20年が経過しました。介護社会化を目指した制度だったはずですが、昨今では制度の維持可能が中心議題となり、介護保険料の増加、サービス利用料の引上げ、サービス給付費の引き下げなどが改正されていますと指摘しております。どうかいづれ、先ほど申し上げた改善の方向を示しましたが、皆さんでしっかりと協議しながらやっていければというふうに思っております。私も引き続き介護保険の充実のため、これからも頑張ることを決意しまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を打ち切ります。

先ほどの総括質疑で答弁保留中の答弁を求めます。  
城内消防次長。

**○消防次長（城内和彦君）** それでは、先ほど城内

議員からのご質問保留していたものに対してお答えしたいと思います。

特殊勤務手当の想定の数ということですが、救急業務手当、救急出動は約2,000件例年ありますけれども、そのうち150件が特定行為を実施しておりますので、150件を想定しております。

救助手当でございますけれども、過去5年間延べ平均が350人と、その災害によって一出動の隊員数等も変わりますので、50件前後で350人を想定しております。

危険業務手当、大規模や特殊な災害の現場に対しての手当でございますが、これは年2回を想定しております。

あと、感染症防疫業務手当でございますけれども、これは新型コロナ関係は20件を想定しております。そのほかの感染症は実績で30件を想定しております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** この際、換気のため暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

**午前11時00分 休憩**

**午前11時10分 再開**

~~~~~

**○議長（佐々木栄幸君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

1点目、広域連合一般会計予算市町村負担賦課について。

当広域連合における負担金賦課に当たっては、住民基本台帳人口割、高齢者人口割、介護給付割、火葬場利用件数割、じんかい処理数量割、及びし尿処理数量割等について基づき算出していると、このことを踏まえ、次の点について現状の認識と所感について伺います。

1つ、県内の他団体の状況や他県の団体の賦課基準を把握しているか、お伺いします。

2つ目、これまでの賦課の方法等については、見直し、検討が行われたのかどうか。

また、見直し検討の必要性について所感をお伺いします。

2、次期介護保険計画について。

次期計画については、近日中に公表される段階であり、介護保険料を負担する側も介護保険を利用するほうも固唾をのみ注目していることと推察されます。つきましては、次の点についてお伺いします。

1つ、計画策定の基本的な考え方について。

現行計画と比較検証し、どこを深め、何をどのように推進しようとするのかお伺いします。

2つ目、第1号被保険者保険料の段階区分を第7期と同様の9段階とする計画ですが、次期計画の各段階の該当者推計と現計画の実績を伺います。

また、介護保険料サービスの自己負担割合は本人や同一世帯の合計所得額の多寡により1から3割の範囲で毎年通知されるが、現状の負担区分ごとの人数と次期計画の見込み人数と比率の推移について伺います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 信田義朋議員のご質問にお答えいたします。

最初に、広域連合一般会計予算市町村負担金賦課についてお答えをいたします。

まず、県内の他団体の状況や他県の団体の賦課基準の把握についてであります。当広域連合の現在の市町村負担金の負担割合を積算する際に、同様の事務を処理する県内の他団体の状況につきましては、参考とするために情報を収集したところでありますが、他県の団体の状況については把握していないところであります。

次に、賦課の方法等見直しの検討についてであります。久慈広域連合と久慈地区広域行政事務組合が統合した平成20年度以降、見直しを検討したことはないところでありますが、負担金積算の基礎となる経費の算出方法が大きく変わる状況が生じた場合は、見直しの検討が必要になると考えているところであります。

次に、次期介護保険事業計画についてお答えいたします。

まず、第8期介護保険事業計画の基本的考え方ではありますが、第7期介護保険事業計画の実績を検証するとともに、ニーズ調査等の結果を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに認知症高齢者の支援体制の構築に向けた取組の支援を計画的に推進し、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業等を推進してまいりたい



と考えております。

次に、保険料の段階区分の実績と推計であります。第7期介護保険事業計画の最終年となる令和2年度の被保険者数は令和2年12月末現在で第1段階4,380人、第2段階2,426人、第3段階1,414人、第4段階2,922人、第5段階2,988人、第6段階2,517人、第7段階1,871人、第8段階921人、第9段階945人の合計2万384人となっております。

第8期介護保険事業計画の推計被保険者数であります。令和3年度は第1段階4,556人、第2段階2,482人、第3段階1,436人、第4段階2,913人、第5段階3,077人、第6段階2,503人、第7段階1,805人、第8段階862人、第9段階882人の合計2万516人となっております。

令和4年度は第1段階4,547人、第2段階2,479人、第3段階1,434人、第4段階2,909人、第5段階3,073人、第6段階2,499人、第7段階1,803人、第8段階860人、第9段階881人の合計2万485人となっております。

令和5年度は、第1段階4,546人、第2段階2,478人、第3段階1,434人、第4段階2,908人、第5段階3,072人、第6段階2,498人、第7段階1,802人、第8段階860人、第9段階881人の合計2万479人となっております。

次に負担区分ごとの利用者数であります。第7期介護保険事業計画の最終年となる令和2年8月末時点では、1割負担4,097人、2割負担80人、3割負担45人の合計4,222人となっております。

なお、介護保険事業計画策定においては、負担区分割合ごとの人数については推計しておりません。ご理解をお願いいたします。

以上で信田義朋議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** まず、市町村賦課金の考え方についてですが、共同事務処理が開始したときと大きく状況、財政状況ですとか、その他何が大きく変わったというふうに捉えるのかは、それぞれ考え方、見方が違うとは思いますが、状況が大きく変わった時点で見直しも必要だというようなお答えでした。

これまでと大きく違うことが想定されるとすれば、

このコロナ禍において、人々の行動パターン、意識が大きく変わってきていると。コロナの終息とは直接は関係ないと思いますが、それぞれ社会経済的にもそれから高齢化率、これらがある程度まで中長期に見たときに2022年とか2040年という時期においては、大きな転換点があるような、そういう状況です。そういう時点を的確に捉え、この負担割合というものについては適時検討するべきではないかというふうに思いますので、その時期をきちっと見据え、検討していただくよう、あるいはその検討結果については、住民の理解が得られるよう要望して、1番については終わります。

次に、次期介護保険計画についてなんですが、先頃概要版が発表され、パブリックコメントを募集していると、そういう状況下にあるわけですが、私もこの介護計画の概要版を見させていただいて、介護保険料の算定の最後のページのところでは、第8期計画については6期・7期の考えを踏襲して、9段階にするというような計画であるということが公表されたわけです。これで決定ではないわけですが、この考え方を踏襲して9段階にするということなんですが、第5段階のところでは、月額料金を6,160円になると見込みだということのようですが、この第5段階については、全体の第9段階のこの段階の区分は、何期から開始されて、その標準というのは当初は幾らだったのか、それぞれの介護計画、1期から7期までの基本金額がどう推移していたのか、その割合ですね、増加割合、下がったことはないと思うんですが、増加割合が何%ずつ上昇してきて、今回6,160円と標準額を決めた金額は、その過去の上昇率と比べ、どのような水準にあるのかお聞きしたい。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 手元にちょっと第7期の保険料の分しかないんですけども、このまず9段階に分けたというのは、これは国のほうでの基準が9段階に分かれているので、それを広域では準用して使っているというところがございますし、第1期から第2期にかけてはそのままでゼロ%、増加割合がゼロです。基準金額が3,000円、第2期も3,000円、第3期が3,900円で増加割合が30%となっておりますし、第4期が3,900円で、増加割合ゼロ。第5期が4,770円で、22.3%の増、第6期が5,420円で13.6%の増、第7期が5,970円で10.1%の増、で今回6,160円ということで

3%の増というふうになっております。以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 20年間も事業を続けていけば、標準額が当然倍になったということについては理解はできるんですが、過去の上昇率を見ますと、据え置いた期間もあるし、上昇させた場合には10%以上、20%強という時代もあったということなわけですが、第7期と第8期の上昇率は3%程度だということなのですが、その3%じゃなければいけない、上昇率を3%に抑えなければいけないというのはどういう考えなんでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** これは基金の繰入れの関係でございまして、基金は通常予想を超える急激な介護給付費の増加で予算に不足が生じたときは、この基金から不足額を繰入れ、繰入れを増やして基金残高を減らすということは避けなければならないということで、介護給付費が見込みを下回る場合などは剰余金を準備基金に積み立てると。そして、今言ったように介護給付費は見込みを上回る場合は基金から必要額を取り崩していくということでございますが、これは次期保険料見込みに当たりまして準備基金を取り崩すということは基本的な考え方になっておりますので、それを踏襲してやっていくと今回は6,160円になったということでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** その準備基金の使い方については、困ったときに使っていんだよということは分かります。過去には据え置いた時期もあると。3%という1桁の数字に抑えたというのはある意味中途半端なのかなと。なぜ据え置きができなかったのか。あるいは基金を1億円投入して抑えると結果として3%になったということのように思えるんですが、8期を例えば7期と同じ水準にしていた場合、次の第9期を計画するとき大変なことになるかもしれないと、基準額が今まで想定、経験したことのない上昇率を迎えることになるかもしれないというようなことを考えたのかどうか、お伺いします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** ただいまの基金の

繰入れの考え方といたしますか、ですけれども、今回基金をもし全部入れて、保険料を前回のままにするという場合は、あと1億四、五千万ほど入れなければならないということで、大体今現在ですと、残り四、五千万ぐらいしか残らないというふうな計算上はなりますけれども、それをやってしまいますと、次に今回の上昇分プラス次の上昇分、幾らになるかは分からないんですけども、上昇するとした場合は、その分も加算されてまいりますので、保険料を上げない場合というか、それに基金を入れない場合というのは逆にちょっと負担率というか、保険料の負担が大きくなるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 据え置くことに設計をした場合は、基金の投入額がさらに倍以上にも見込まれると、よって基金についてはある程度温存する必要があるだろうから、1億円程度であれば出しておいても次の計画に支障がないだろうという流れは分かりました。

これは実際過ぎてみなければ、経過してみなければ分からないことなんですけど、介護給付費がどんどん増加されていて、補正でも増額、補正しなければならぬというような状況にあるわけです。給付費がどんどん増えるということについては、これはある程度の時点まではやむを得ないと、利用者を減らすわけにはいかない。介護度を無理に重度化させないようなそういう認定の仕方でもできないということだと思います。ですが、給付費がどの時点まで上昇していくのか、上がるのか、これは中長期の計画の中ではある程度想像してあるいは推計していなければいけないのではないかなと思うんですが、どの辺まで、第何期ぐらいまでは上昇しそうだというような、そういう見込みといたしますか、試算というものはあるんでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 試算はないんですが、ただ第9期の保険料につきましては、上がっていくものというふうに捉えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** なかなか推計するにも不確定要素が多くて推計しにくいということは分かりますので、あまりその1点だけを追求するということにつ

いては差し控えたいと思いますが、1号被保険者、それから2号被保険者というふうに保険料を納めていただくのには2つの大きな区分があるわけです。1号被保険者については、第1段階から第9段階までそれぞれ納めていただく額は推計できるわけですが、この2号被保険者に関しては、連合のほうではどのように把握できる仕組みなのか、できないのかお聞きします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 2号被保険者の保険料につきましては、保険者宛てに、保険者で介護保険料徴収しておりますので、ちょっとうちのほうでは把握できません。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** そうだとは思いますが。なぜ今、あえて聞いたかという、第1段階の認定者といえますか、介護保険料を負担していただく人の割合が多いと。ですから、1段階、2段階、3段階というふうな段階はこれは国が定めた段階であり、負担割合ということは理解できますが、この管内の負担していただく1号被保険者のピーク、第4段階から第6段階のあたりのところが一番多くなければ、ピークが多くなければ、この保険料そのものがピークの山が、納めていただく金額が少なくなってしまうのではないかとと思うんですが、1段階から3段階の方々はさらに軽減されるという仕組みになっていますので、こここのところは人数が多少多くなったとしても保険料そのものが個人負担からの保険料というものが増えないだろうとは思いますが、第4段階以上については、この段階の人数、ここが多くなっていかないと、保険料そのものがパイが少なくなってしまうと思うんですが、この第4段階から第9段階については、該当条件というものそれぞれありますので、ちょっとずつ各段階の人数が減ってきてます。減ってきてますので、この基準そのものは国が定めたということなんです、この広域連合だけで使っているものなんですか。例えばもっと大きな段階、多い段階を使っている、そういうところはないんでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 9段階以上使っているというふうな団体があるかというご質問でよろしいでしょうか。ございます。10段階とか12段階。都市

部に行きますと15段階とか20段階近くまであるところもあるようでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 世の中には9段階しかないということではなくて、もっと広い幅の段階が存在すると。そして、標準となるのがこの地域では9段階の中の5段階を標準としているというふうに捉えているわけですが、10段階とか12段階とか15段階を採用している団体さんにあつては、そのピークが中心に近いような、ここでいうと、9段階の場合はピークが、負担者のピークが人数が4段階、5段階、6段階になるようになっているのではないかなと思っているんですが、もっと段階数を多くしているところではやはりそういうふうにピークをきちっと中央に持っていくような、そういう考えがあつて、段階数を増やしているのではないかなと思うんですが、いかがですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 他団体の考え方というのうちのほうでは把握しておりませんので、これについてはご容赦願います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 分かりました。他団体のところをたくさん質問するつもりはございませんので、私が聞きたかったのは、ピーク、介護保険料を納めていただく人の人数のピークが中心に集まるようなそういう段階の設定というものは考えたほうがいいのではないかなということでお話しさせていただきました。どういう方法が地域に合っているのかというものについては、やはり走りながら研究していく、見直すべきところは見直していくということは必要だと思います。

最後に1点。この事業計画素案の中で、表紙なんです、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにという副題というか表示、PRがあります。この広域連合が作成した介護保険事業計画は、国や県が決めたというか定めた上位計画を踏襲して作成したんだという前提だというふうに思っております。いわていきいきプラン2020の素案の中ではどう位置づけられているのかなと。県の素案が連合の計画にどう反映されているのかなと思ひまして比べてみたんですが、いわていきいきプラン2020、岩手県高齢者福祉計画、岩手県介護保険事業支援計画の概要というものを見ます

と、目指す姿、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し、続けることができる地域包括ケアづくりのまちづくりというのが県が目指す目標なんだというふうに書いております。連合長の演述にもありましたけれども、地域包括ケアづくりのケアのまちづくりということについては、そういうことをきっちりと捉えて進みたいということのようですが、県の概要版にある安心して幸福にという、この2つの単語といますか、文字が久慈広域連合の概要版の表紙からは出てこなかったわけですが、これは意図してというか、あえて意識して抜いたということなんでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 県の計画を踏襲するのではなくて、県の計画と調和が取れたものにするということでございますので、県の計画がそのままうちのほうの計画が県を踏襲するというものではございませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） その地域では独自の考え方があり踏襲するという事は承知いたしております。ですが、安心して幸福にという文字が抜けたのは意識して抜いたんでしょうかという質問したんですが、どうですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 県の計画もそこまで私も見てなかったんですけども、意識して抜いたわけではございませんので、先ほどのように、答弁しましたように調和が保たれたものとするということをつくったものでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 調和のところをよく見てほしいということなので、そういたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を打ち切ります。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

## 日程第6 議案第1号

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計予算」を議題といたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。審議は、第1条歳入歳出予算については、歳入・歳出別に説明を受け、その後、歳入・歳出とも款ごとの質疑を行い、他の各条については、条ごとに説明を受け審議を行うこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

なお、議案第2号、議案第3号及び議案第4号に係る審議につきましても、同様の審議方法といたしますので、ご了承をお願いします。

議員各位にお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示し、簡潔にお願いいたします。

それでは、議案第1号の審議に入ります。

第1条歳入歳出予算、歳入について説明を求めます。吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） それでは、第1条歳入歳出予算、歳入について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

2歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金であります。1目総務負担金は7,981万1,000円を計上。前年度予算費、45万1,000円の増となります。

2目介護保険負担金は10億6,951万1,000円を計上。前年度予算費2,727万3,000円の増となります。これは主に介護保険特別会計繰出金の増によるものであります。

3目火葬負担金は、3,607万1,000円を計上。前年度予算費167万円の増となります。

4目塵芥処理負担金は6億1,824万6,000円を計上。前年度予算費8億8,842万4,000円の減となります。これは主に、ごみ焼却場基幹的設備改良事業の減によるものであります。

5目し尿処理負担金は2億3,219万8,000円を計上。前年度予算費24億7,292万5,000円の減となります。こ

れは主に、汚泥再生処理センター整備事業費の減によるものであります。

6目消防負担金は13億2,207万6,000円を計上。前年度予算費、763万1,000円の増になります。

この項は合わせて33億5,791万3,000円となり、前年度予算費33億2,432万4,000円の減となります。

2款使用料及び手数料、1項使用料であります。1目保健衛生使用料は火葬場使用料919万4,000円を計上。前年度予算費、28万3,000円の減となります。

10ページ、11ページになります。

2項手数料であります。1目清掃手数料は一般廃棄物処理業許可審査手数料ほか5件、合わせて、2億2,157万3,000円を計上。

2目消防手数料は危険物製造所等設置許可手数料ほか5件、合わせて44万5,000円を計上。

3目その他手数料は火葬証明手数料ほか3件、合わせて8,000円を計上いたしました。

この項は合わせて2億2,202万6,000円となり、前年度比65万円の増となります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金であります。1目民生費負担金は低所得者保険料軽減負担金5,533万3,000円を計上。

2目消防費負担金は緊急消防援助隊活動費負担金1,000円を計上いたしました。

この項は、合わせて5,533万4,000円となり、前年度予算費比2,466万7,000円の増となります。

2項国庫補助金、1目衛生費補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金1,000円を計上いたしました。

4款県支出金、1項県負担金であります。1目民生費負担金は低所得者保険料軽減負担金2,766万6,000円を計上。

2目消防費負担金は、感染症患者移送県負担金1,000円を計上いたしました。

この項は合わせて2,766万7,000円となり、前年度予算比1,233万3,000円の増となります。

12ページ、13ページになります。

5款財産収入、1項財産運用収入であります。1目財産貸付収入は旧伝染病隔離病舎貸付収入585万円を計上いたしました。

2項財産売払収入であります。1目物品売払収入は資源物売払収入2,094万5,000円を計上いたしました。

6款1項1目繰越金であります。前年度繰越金1,000円を計上いたしました。

7款諸収入、1項1目広域連合預金利子であります。預金利子1,000円を計上いたしました。

2項1目雑入であります。警察消防直通電話料ほか9件、合わせて、1,097万2,000円を計上いたしました。

以上であります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

それでは、歳入、1款分担金及び負担金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 低所得者保険料の負担金ですが、市町村関係は2,766万6,000円で、これ国庫負担金のほう見ると5,533万3,000円で、さらに県支出金見ると2,766万6,000円なわけです。歳出を見るとトータルで1億1,066万6,000円なわけですが、このトータルが多分繰越金になっているのではないかと思うんですけど、今回第8期の関係でこの低所得者負担金がこんな感じに出てきているのか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 第8期の計画に基づいての金額でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） これ関連ありますので、そうすると負担割合というのはそれぞれ幾らになっているんでしょう。これ国と県と市町村なんですけどね。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 国が2分の1の、あとは4分の1ずつでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款財産収入、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 旧伝染病隔離病舎貸付収入ですが、これ毎年変わらないかと思えますけど、変わってますよね。同じですが585万。歳出でね、公債費のほう見ると、その説明で、説明書類だと、地方債利子償還金で旧隔離病舎等で89万1,000円になっているんですけど、この伝染病棟の場合幾らなんですかね。

**○議長（佐々木栄幸君）** 吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** 旧伝染病隔離病舎の関係についてでございますが、地方債として連合債償還金506万5,922円と利子償還金78万4,312円を合わせますと、歳入で見えております585万円という金額になるものであります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

6款繰越金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** すみません、その前に2項のほうちょっと聞かせてください。5款の財産の売払収入の内訳、2,094万5,000円の内訳をお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 資源物の売払収入の内訳でございますけども、アルミ缶の売払収入1,199万円、スチール缶が160万円、瓶の売払いが10万8,000円、あと古紙の部分につきましては、古紙の収入は451万円、発泡スチロールの売払いの部分が1万5,800円、鉄くずが204万6,000円、アルミくずが16万5,000円、破碎アルミが46万8,000円、あと小型家電の売払いの部分が1万956円、あと古着が3万3,000円となっております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

7款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出について説明を求めます。

吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** それでは、22ページをお開き願います。

最初に各般にわたります給与費等について、給与費明細書により、ご説明申し上げます。

1、特別職であります、表の下段の比較欄で申し

上げます。

その他の特別職は、報酬6万円の増となります。

23ページになります。

2、一般職、（1）総括であります、表の下段の比較欄で申し上げます。

職員数2名の減、給料473万6,000円の減、職員手当626万3,000円の減、共済費871万2,000円の減、合わせて1,971万1,000円の減となります。

職員手当の内訳及び前年度との比較につきましては、その下の表のとおりとなります。

24ページをお開き願います。

先ほどの一般職の総括を、会計年度任用職員とそれ以外の職員とに分けた表になります。

25ページになります。

（2）報酬、給料及び職員手当の増減額の明細であります、給料は473万6,000円の減、その内訳は昇給に伴う増加分216万6,000円の増、その他の増減分として職員の新陳代謝等に係る増減分690万2,000円の減となります。

職員手当は、職員の新陳代謝等に係る増減分として626万3,000円の減となります。

その下の表は、会計年度任用職員とそれ以外の職員との増減額分の明細となります。

26ページから29ページは、（3）給料及び職員手当の状況であります。これは職員の給与水準を表したものであり、職員1人当たりの給与のほか、初任給、級別職員数、昇給、期末勤勉手当等について、それぞれの表に示しております。

以上で給与費明細書の説明を終わります。

前に戻っていただきまして、14ページ、15ページをお開き願います。

3歳出、1款1項1目議会費であります、88万1,000円を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費であります、1目一般管理費は、7,531万1,000円を計上いたしました。

2項選挙費、1目選挙管理委員会費は、3万2,000円を計上いたしました。

3項1目監査委員費は、28万9,000円を計上いたしました。

16ページ、17ページになります。

3款民生費、1項1目介護保険費であります、11億5,251万円を計上、前年度予算比6,427万3,000円の

増となります。これは主に、介護保険特別会計への繰出金の増によるものであります。

4 款衛生費、1 項衛生総務費であります。1 目衛生総務管理費は、3,677万7,000円を計上、前年度予算比1,126万7,000円の減となります。

2 項保健衛生費であります。1 目火葬衛生費は、4,529万6,000円を計上いたしました。

3 項清掃費であります。1 目ごみ焼却処理費は、2 億9,741万9,000円を計上、前年度予算比13億4,320万1,000円の減となります。これは主に、ごみ焼却場基幹的設備改良事業費の減によるものであります。

2 目粗大ごみ処理費は、3 億4,864万3,000円を計上、前年度予算比5,585万8,000円の増となります。これは主に、粗大ごみ処理場施設補修費の増によるものであります。

18ページ、19ページになります。

3 目し尿処理費は、4 億1,170万3,000円を計上、前年度予算比30億6,888万2,000円の減であります。これは主に、汚泥再生処理センター整備事業費の減によるものであります。

この項は、合わせて10億5,776万5,000円を計上、前年度予算比43億5,622万5,000円の減となります。

5 款 1 項消防費であります。1 目消防本部費は、2 億5,190万4,000円を計上、前年度予算比1,647万7,000円の増となります。

2 目署所管理運営費は、10億7,305万5,000円を計上、前年度予算比862万円の減となります。

20ページ、21ページになります。

3 目消防施設整備費は、54万9,000円を計上いたしました。この項は、合わせて13億2,550万8,000円を計上、前年度予算比664万6,000円の増となります。

6 款 1 項公債費であります。1 目元金は、1,134万4,000円を計上、2 目利子は、119万1,000円を計上、この項は、合わせて1,253万5,000円を計上いたしました。

7 款 1 項 1 目予備費であります。300万円を計上いたしました。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

歳出、1 款議会費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2 款総務費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 総務関係費810万9,000円と企画財務管理経費、これは1,003万1,000円、これ説明書頂いておりますが、会計年度職員の関係の経費がここにあるというふうの説明がありました。先ほど給与明細の説明があったところで、去年は7人で今年6人だったというふうな数字が書いてあったんですけど、この予算でどのような人数が振り分けられているのかが1つね。

それから、会計年度職員制度っていうのは去年から始まったわけですけど、新年度に向けて7名が6名に、1人減るというような給与明細のところ見るとありますけど、3年間は再任できるような制度だったというふうに思うんですけど、どういうことで1人減ったのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** 会計年度任用職員の任用の関係でございます。

職員数が7名から6名に減るとなっておりますが、これは産休とかの分で代替職員を2名余裕を見ていたものを1名に変更するというものの減ということで、今、採用というか任用されている職員数が変更になるというものではございません。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 総務管理費のほうは何人で、企画財務経費のほうで何人会計年度職員を採用しているのか。内容的にはどういうところに配置されているのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** 総務管理費で計上しております会計年度任用職員は、産休とかの代替の職員を1名計上しております。そして、企画財務管理経費のほうの1名は、企画係のほうに財務会計の処理と財務書類の処理等を行う職員として1名、事務職員を採用している経費となります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** そうしますと、6名と見て、あとはどこで、どの会計であるの4人は見ているんでしょうか。ちょっとこれ見ただけでは分からないです

よね。たまたま頂いた一般会計予算資料見ると、そういうふうに記述があったものですから、この会計で会計年度職員を採用しているんだなというのが分かったんだけど、今の説明では総務管理経費で1人産休代用、それから企画財務管理費で会計関係の何かあって1人だと、あとの4名はどこの会計で見ているんでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） 24ページの表の中で6名とその隣に（2名）という表記になっているのが本年度の雇用する人数となります。その6名の内訳でございますが、衛生課の技術職員5名プラス産休の1名で6名というようになります。その隣にあります（2）というのが企画財務経費で見えております事務職員と衛生課におります事務職員を足したもので2という形になっておりまして、総務企画課と衛生課の職員の会計年度任用職員となります。あと、介護保険課の職員につきましては、特別会計のほうで計上しております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款衛生費、質疑を許します。

9 番、小倉利之君。

○9 番（小倉利之君） 17ページの粗大ごみ処理費ですけれども、最終処分場のこの維持管理費とか施設補修費も計上はされておりますが、あとここってどれぐらい、何年ぐらいもつんでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 最終処分場の埋立地の残余年数ということでしょうか。

大体4年から5年ぐらいと見込んでおります。

○議長（佐々木栄幸君） 9 番、小倉利之君。

○9 番（小倉利之君） そこで、先ほど連合長の施政方針演述にもあったわけですが、延命化とか諸方策っていうものを近隣の市町村と協力しながらということをおっしゃられたわけですが、当広域連合としては今後の方針としてここ維持補修しながらメンテナンスをしながら、拡張していくのか、それとも別なところに確保するのか、そういったどういう方針で今

後最終処分場運営していくのかお尋ねします。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 最終処分場の埋立地でございますけども、まず三陸沿岸道路の道路工事で西側のほうで地滑りが起きたということで、そちらのほうの地滑りのほうが影響がないかどうか、来年度調査をしてですね、もしそれで延命のかさ上げとかそういうふうなものを今考えておりますけども、もしそういうふうなのが可能であれば、今、大体7年ぐらいは延命をできるという見込みになっておりますので、とりあえずそちらのほうの地滑りが関係しているのかどうかというので調査を行ってまいりたいと思っております。

○議長（佐々木栄幸君） 9 番、小倉利之君。

○9 番（小倉利之君） そこで、ここ数年中期的に近隣の市町村との協力ということなんですけど、民間の例えば安定型の最終処分場等々が何カ所か県北にもあるわけですがけれども、そういったところの処分場もある程度期待をされての計画でしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まずそちらの延命化の部分について、かさ上げとかがもしできないのであれば、近隣のそういう施設のほうに灰とかを、そういう廃棄物のやつを持っていくということで一応そちらの施設がどこにあるのか、大体幾らぐらいの金額になるのかというので今、調査をしているところでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 5 番、信田義朋君。

○5 番（信田義朋君） 16ページで、2 項火葬衛生費なんですけど、特定財源で922万5,000円、一般財源で3,600万ほどということなんですけども、特定財源というこの財源はどういう内容なんでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 火葬衛生費の特定財源でございますけども、火葬場の使用料ということになります。

○議長（佐々木栄幸君） 5 番、信田義朋君。

○5 番（信田義朋君） そうすると、火葬場の使用料というのは歳入での計上は919万4,000円というふうに私、見ていたんですけども、それではないわけですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。



**○衛生課長（中新井田理君）** 失礼いたしました。火葬場の使用料の部分が919万4,000円、あと手数料の部分、火葬証明手数料1,000円、あと雑入として電話料1,000円、あと雑入で自販機の電気料、こちらのほうが2万9,000円、合わせて922万5,000円の収入となります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** そうすると、今のね、関連しますけど、ごみ焼却場にも2,297万3,000円、粗大ごみ経費も2,323万1,000円、それからし尿処理も1億9,789万4,000円という形で、そもそも財源があるんですけども、それについてもご説明願いたいと思います。

それからもう一つは、火葬衛生費の工事請負費で480万4,000円を見ているんですが、これは斎場の補修費となっておりますけど、どういう内容の補修なのか、お聞かせください。

それから、委託費を見ますと、この説明書の中のね、ごみ焼却場維持管理費の分は委託料が令和3年度は1億6,791万ですが令和2年度は1億6,980万8,000円で減っているんですね。それから、粗大ごみの関係でいうと、施設委託料の分でいうと、これは480万が幾らか増えていると。それから、し尿処理関係でいうと、施設管理委託料が9,200万がこれもほとんど変わらないと。具体的に委託料の変化といいますか、2年度と3年度比べてどの程度の増になって、全体的には増になっているのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まず特定財源の内訳でございますけども、ごみ焼却処理費につきましては、手数料、こちらが一般廃棄物処理業許可審査手数料が13万1,000円、あと可燃ごみ取扱手数料が2,284万2,000円となります。

続きまして、粗大処理費の特定財源の内訳でございますけども、まず手数料ですけども、不燃ごみ取扱手数料が70万6,000円、あと廃棄物処理施設モニタリング事業補助金、こちらのほうは国庫支出金の1,000円、その他のほうでございますけども、財産収入ですけども、資源物売払収入が2,094万5,000円と雑入のペットボトル等有償入札抛出品で158万円となっております。あと、し尿処理費につきましては、し尿手数料が1億9,372万9,000円が現年のし尿手数料、あと過年のし尿取扱手数料が72万1,000円となっております。

あと、火葬場施設補修費484万円でございますけども、2号炉主燃れんがの全面補修とかセラミックの補修、あとは台車と1号炉から3号炉の主燃炉コンバスターの交換ということで484万円の工事費となっております。

あと、ごみ処理費の委託料でございますけども、施設管理委託料、こちらについては今の契約が令和3年5月までということになっておりますので、そちらのほうは契約の金額、それ以降の6月以降については少し増額ということで考えております。ちょっとその金額の部分については計算させて、後ほど回答したいと思います。

あと、そのほかの粗大ごみ処理場等につきましては、契約のほうは令和4年4月までの契約となっておりますので、金額のほうの増減は発生しておりません。

**○議長（佐々木栄幸君）** よろしいですか。

質疑を打ち切ります。

5款消防費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 消防費、1目の消防本部費の消防本部防火衣整備経費ってありますが、これ1,200万4,000円、資料見ると、防火衣44人分というふうになんですけども、職員数百二十何名いらっしゃるんですかな、ですが、この防火衣っていうのは、年次ごとに更新しているのか、あるいは中身としてよくなるというか、以前より改善されてきた形での防火衣になっているのか、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 城内消防次長。

**○消防次長（城内和彦君）** 今の防火衣についてのご質問にお答えします。

これは、来年度、令和3年度は44着ということになっておりますけれども、これは事業実施計画で令和元年から令和2年、令和3年と3年度計画で44着、33着、44着ということで整備するということになっております。なお、今回の整備にあつては、国で示すガイドライン2017というガイドラインに沿った防火衣を整備しようとするものであります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

6款公債費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

7 款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条一時借入金について説明を求めます。

吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） 1 ページをお開き願います。

第2条一時借入金であります、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めようとするものであります。

以上であります。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条歳出予算流用について説明を求めます。

吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） 第3条歳出予算の流用であります、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内で、これらの経費の流用ができるよう定めようとするものであります。

以上であります。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 先ほど城内仲悦議員のほうから質問のあった、保留させていただいておりましたごみ焼却費の委託料の部分でございますけれども、施設管理委託料につきましては、6月から10カ月分として522万3,000円を増額しております。

○議長（佐々木栄幸君） これより採決いたします。

議案第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第7 議案第2号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第7、議案第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」を議題といたします。

第1条歳入歳出予算、歳入について、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 議案第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

42ページ、43ページをお開き願います。

2、歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料であります、12億9,580万7,000円を計上、前年度と比較して4,277万4,000円の増になります。

この内訳であります、1節現年度分特別徴収保険料は年金からの天引き分で1万9,079人分を見込み、12億1,082万5,000円を計上、2節現年度分普通徴収保険料は直接納付式の保険料で1,436人分、8,246万5,000円を計上、3節滞納繰越分普通徴収保険料は251万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

なお、現年度分保険料におきまして低所得者軽減措置として特別徴収、普通徴収合わせて第1段階から第3段階まで8,482人分、1億1,066万5,000円を減額しております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は11万円を計上、前年度と比較して1万3,000円の減になります。

3款国庫支出金から5款県支出金までは令和3年度標準給付費65億3,675万円を基に、それぞれ法定負担率を乗じて算出した額を計上しております。

まず、3款国庫支出金であります、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は11億5,365万7,000円を計上、前年度と比較して4,044万9,000円の増になります。

2項国庫補助金は、1目調整交付金に4億8,925万7,000円を計上、前年度と比較して874万6,000円の減になります。

2目地域支援事業交付金に1億4,887万2,000円を計上、前年度と比較して21万4,000円の減になります。

44ページ、45ページになります。

3目介護保険事業費補助金に1,000円、4目介護保険災害臨時特例補助金に1,000円、5目保険者機能強化推進交付金に999万8,000円、6目介護保険保険者努力支援交付金に1,050万8,000円を計上。

この項は合わせて6億5,863万7,000円を計上、前年度と比較して254万6,000円の増になります。

4款1項支払基金交付金は第2号被保険者の負担分で、1目介護給付費交付金に17億6,492万3,000円を計上。

2目地域支援事業支援交付金に7,473万7,000円を計上。

この項は合わせて18億3,966万円を計上、前年度と比較して5,585万4,000円の増になります。

5款県支出金であります。1項県負担金、1目介護給付費負担金は9億7,078万8,000円を計上、前年度と比較して3,195万円の増になります。

2項財政安定化基金支出金、1目交付金は科目存置として1,000円を計上いたしました。

46ページ、47ページになります。

3項県補助金であります。1目低所得者利用対策交付金は、科目存置として1,000円を計上。

2目地域支援事業交付金は7,443万6,000円を計上。

3目介護保険サービス利用者負担額特例措置支援事業費補助金は科目存置として1,000円を計上。

この項は合わせて7,443万8,000円を計上、前年度と比較して10万7,000円の減になります。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利子7万2,000円を計上、前年度と比較して5万円の減になります。

7款繰入金であります。1項1目一般会計繰入金は11億633万9,000円を計上、前年度と比較して6,389万6,000円の増になります。

内訳であります。1節介護総務費繰入金に事務費等1億414万2,000円を計上。

2節介護給付費繰入金に保険給付費等8億9,153万1,000円を計上。

3節低所得者保険料軽減繰入金に低所得者に対する介護保険料の軽減措置に係る国、県、市町村負担分1億1,066万6,000円を計上いたしました。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は2,705万9,000円を計上いたしました。

48ページ、49ページになります。

8款1項1目繰越金は、科目存置として1,000円を計上いたしました。

9款諸収入であります。1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金は、科目存置として1,000円を計上いたしました。

2項雑入は、1目第三者納付金、2目返納金及び3目雑入に科目存置として、それぞれ1,000円を計上。

この項は合わせて3,000円を計上いたしました。

以上であります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

歳入、1款保険料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

9款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出について説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 歳出についてご説明申し上げます。

最初に、報酬等につきまして給与費明細書によりご説明申し上げます。

62ページをお開き願います。

給与費明細書であります。表下の比較欄で申し上げます。

その他の特別職は、介護認定審査会委員及び介護保険運営協議会委員で、職員数の増減はありません。報酬は、15万5,000円の減となっております。

63ページをご覧ください。

2、一般職、(1)総括、会計年度任用職員であります。職員数は、7人のパートタイムの会計年度任用職員であります。

給与費は、1,722万1,000円で、その内訳であります。報酬1,420万7,000円、職員手当301万4,000円となっております。

次に、共済費は、288万円となっております。合計で、2,010万1,000円となっております。

50ページ、51ページをお願いいたします。

3、歳出、1款介護総務費であります。1項介護総務管理費、1目一般管理費は、介護保険総務事務費4,273万5,000円を計上、2項徴収費、1目賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る事務費126万6,000円を計上しました。

3項介護認定審査会費であります。1目介護認定審査会費は、介護認定の審査会に係る経費2,303万7,000円を計上、2目認定調査等費は、認定調査に係る事務費3,407万4,000円を計上。

この項、合わせて5,711万1,000円を計上いたしました。

4項1目趣旨普及費は、介護保険趣旨普及経費14万3,000円を計上しました。

52ページ、53ページになります。

2款保険給付費は、第8期介護保険事業計画のサービス見込み量を基に積算したものであります。

1項介護サービス等諸費は、要介護の方がサービスを利用した場合の保険給付で、1目居宅介護サービス給付費から10目特例居宅介護サービス計画給付費まで、この項は合わせて58億6,440万4,000円を計上、前年度と比較して1億8,652万7,000円の増になります。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援1・2の方がサービスを利用した場合の保険給付で、1目介護予防サービス給付費から次の54ページ、55ページの8目

特例介護予防サービス計画給付費まで、この項は合わせて1億2,133万7,000円を計上、前年度と比較して284万円の減になります。

3項その他諸費は、1目審査支払手数料に442万円を計上、2目介護給付費請求書電算処理システム料と3目低所得者利用負担対策審査支払手数料に科目存置としてそれぞれ1,000円を計上、この項は合わせて442万2,000円を計上しました。

4項高額介護サービス等費は、1目高額介護サービス費に1億6,397万1,000円を計上、2目高額介護予防サービス費に32万9,000円を計上、この項は合わせて1億6,430万円を計上、前年度と比較して2,630万円の増になります。

56ページ、57ページをお願いします。

5項高額医療合算介護サービス等費は、1目高額医療合算介護サービス費に1,200万円を計上、2目高額医療合算介護予防サービス費に2万8,000円を計上、この項は合わせて1,202万8,000円を計上しました。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設利用料のうち自己負担となる食費と居住費について収入等に応じて限度額を設け、基準額との差額を給付するものであります。

1目特定入所者介護サービス費から4目特例特定入所者介護予防サービス費まで、この項は合わせて3億7,027万1,000円を計上、前年度と比較して1,354万9,000円の増になります。

7項その他のサービス等費、1目低所得者利用負担対策費は、科目存置として1,000円を計上してあります。

3款地域支援事業費は、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者を支援するもので、第8期介護保険事業計画を基に積算したものであります。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費に、1億8,750万円を計上、2目介護予防ケアマネジメント事業費に2,500万円を計上、この項は合わせて2億1,250万円を計上、前年度と比較して1,623万円の減になります。

58ページ、59ページになります。

2項1目一般介護予防事業費に6,330万円を計上してあります。

3項包括的支援事業・任意事業費は、1目包括的支援事業費に1億9,390万円を計上、2目任意事業費に

1,304万円を計上、この項は合わせて2億694万円を計上、前年度と比較して976万9,000円の増になります。

4項その他諸費、1目審査支払手数料に100万円を計上しました。

4款1項基金積立金であります、1目介護給付費準備基金積立金は基金運用利子7万3,000円を計上しました。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1目第1号被保険者保険料還付金に171万5,000円を計上、2目償還金は、科目存置として1,000円を計上、3目第1号被保険者保険料還付加算金は2万5,000円を計上、4目介護保険施設食費・居住費支給金は1,000円を計上、この項は合わせて174万2,000円を計上しました。

6款1項1目予備費は300万円を計上いたしました。以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

歳出、1款介護総務費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 介護認定調査員、たしか7名というお話でしたが、これ1の3の2項かな、3目、2目ですか、認定調査等費であると思いますが、トータルで3,407万4,000円の計上ですけど、従来臨時職員でたしかパートだったと思うんですが、これが7時間パート、会計年度職員のときパートという話ですけど、何時間パートで。

それで以前は手当なかったんですけど、年度末手当出るのかな、出たと思うんですけど、給与の改善っていうのはどの程度になされているのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** まず調査員ですけども、これは4名で変わりませんし、3名の方はパートタイムの職員でございます。事務補助員であります。なので、去年と人数的には変わっておりません。

時間は9時から4時までですので、6時間勤務の5日間勤務になります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** 賃金の関係でございます。

会計年度任用職員の制度、今年度から始まっております。今年度の期末手当が満額支給ではなかったもの

です。令和3年の見込みと令和元年度はまだ臨時職員ということで比較をお話ししますが、介護認定調査員、令和元年度の給与は208万3,000円という金額でございます。令和3年度の見込みでございますが、期末手当等も含めまして、265万7,000円ということで、支給の比較といたしますと57万4,000円ほどの増額となる見込みとなっております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南 一郎君。

**○6番（南一郎君）** 関連いたしますが、この認定審査会の審査の方法というんですか、それと、審査の実績です。それについて。

あと、その下に認定調査事務費とありますが、この役割と中身について、実績とお願いいたします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** まず、介護認定審査会の実施方法でございますが、委員5名が出席して、そして1件ずつ審査しております。大体1日というか月に10日間ぐらいの審査会を開催しております。今は大体1回当たり20件ほどを審査しておりますので、大体200件前後ぐらいが今、審査しているところでございます。

認定調査事務費の中身でございますが、これは介護認定の申請があったとき等認定調査員を被保険者に面接させたり、その調査等を行い、あとその調査員に対する報酬、手当、共済費等の予算を使っております。あと、主治医意見書の作成手数料、これが一番大きいんですけども、1,558万1,000円ほど使われております。元年度の実績で、3,203件ほど委託手数料を払っております。

あと、委託料が居宅の介護支援事業所等に認定調査を委託した場合に支払う委託料でございますが、これが元年度で1,253件ほど行っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南 一郎君。

**○6番（南一郎君）** これは改正というんですか、4号から9号までの、9級ですか、を審査することになるんですか。介護認定の、級があるんですね。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 7段階の要支援1・2、あと要介護1から5まで、あと一応認定され

ない部分もありますので、8段階になるというふうな格好でございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款保険給付費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 第8期にこれは多分介護施設の食料費負担増っていうことで出ているようですが、2款で聞いていいのにかよっと戸惑ったんですが、そこでいいのであれば聞かせてほしいんですが、食費負担増っていうことで出ますけど、これ特養ホームとか多床室の場合ってなってますけど、補足給付段階となって、今度の改正案がこの第3段階を2つに分けるというふうになっているんですよね。今までは82万超え120万円からと、それから120万円を超えた形で分けると、今まで一つだったのを。そうすると、120万超えた人の場合は負担額が2万2,000円増えるんだというふうな中身になっているんですが、そういうふうに捉えていいですか。お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 令和3年8月から限度額等が変わってまいりますので、若干増えるというふうに捉えております。

以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款地域支援事業費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款基金積立金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条歳出予算の流用について説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 35ページをお開き

願います。

第2条歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項に定めるただし書の規定により、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めようとするものであります。

以上であります。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 全員賛成であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

この際、換気のため暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。

午後2時05分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~

日程第8 議案第3号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第9、議案第3号「令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算」を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入について説明を求めます。

吉田総務企画課長。

○総務企画課長（吉田義行君） それでは、第1条歳入歳出予算の補正、歳入について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金であります。実績見込みにより、1目総務負担金は、10万8,000円の減、2目介護保険負担金は、1,276万5,000

円の増、3目火葬負担金は、38万4,000円の減、4目塵芥処理負担金は、2,859万7,000円の減、5目し尿処理負担金は、1,862万円の増、6目消防負担金は、3,045万9,000円の減。

12ページ、13ページになります。

この項は、合わせて2,816万3,000円の減額を計上いたしました。

市町村ごとの負担金の増減であります、21ページをご覧ください。

市町村負担金賦課表の右下の合計欄になります。

久慈市1,507万1,000円の減、洋野町643万7,000円の減、野田村366万9,000円の減、普代村298万6,000円の減となっております。

前にお戻りいただきまして、12ページ、13ページをお開き願います。

2款使用料及び手数料、2項手数料であります、1目清掃手数料は、実績見込みにより、現年度分し尿取扱手数料55万8,000円の減額を計上いたしました。

3款国庫支出金、1項国庫負担金であります、1目民生費負担金は、実績見込みにより、低所得者保険料軽減負担金5万3,000円の増額を計上いたしました。

2項国庫補助金、1目衛生費補助金は、実績見込みにより、循環型社会形成推進交付金1,526万8,000円の増、ほか1件の増、合わせて1,546万5,000円を計上いたしました。

4款県支出金、1項県負担金であります、1目民生費負担金は、実績見込みにより、低所得者保険料軽減負担金2万7,000円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

歳入、1款分担金及び負担金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 負担金がほとんどが減額になった中で、し尿処理負担金が1,862万の増というふうになっています。国庫支出金の衛生費補助金の中で、循環型社会形成交付金が1,526万8,000円ついてるわけですが、この絡みでのこの負担金の増というふうに捉えてよろしいですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** こちらのし尿処理負担金の増えている理由でございますけれども、歳出のほうで建設事業費、そちらのほうを増額ということで見

込んでおりまして、それに伴いまして、循環型社会形成推進交付金のこちらのほうも増額ということになっております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 循環型交付金についていうと、3款の2項の1目ですが、の1節ですけど、これ歳出ではさっき答弁あったとおり、汚泥センター処理建設費用の3,582万4,000円と絡みがある分ですが、これはその分の国庫補助分というふうに伝えていいですね。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** こちらのほうの交付金につきましては、歳出のほうの増になるんですけども、その内訳といたしましては、障害物除去、そちらのほうの部分と、あと工事中止に伴う追加費用の部分ということで合わせて1,526万8,000円増額ということになっております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出について説明を求めます。

吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** それでは、歳出であります、まず、補正予算給与費明細書について、ご説明申し上げます。

18ページをお開き願います。

一般職、（1）総括であります、比較欄でご説明いたします。

実績見込みにより、職員数1人の減、報酬6万4,000円の増、給料573万4,000円の減、職員手当1,466万8,000円の減、共済費1,137万3,000円の減、合わせて3,171万1,000円の減額となります。

20ページになります。

（2）報酬、給料及び職員手当の増減額の明細であります、実績見込みにより、報酬6万4,000円の増額、給料573万4,000円の減額、職員手当1,466万8,000

円の減額となります。

以上で補正予算給与費明細書の説明を終わります。

前にお戻りいただきまして、14ページ、15ページを開き願います。

歳出、2款総務費、1項総務管理費であります。1目一般管理費は、実績見込みにより、職員給与費23万1,000円の増、ほか1件の増、3件の減、合わせて10万8,000円の減額を計上いたしました。

3款民生費、1項1目介護保険費であります。実績見込みにより、職員給与費66万1,000円の減、ほか2件の増、1件の減、合わせて1,284万5,000円の増額を計上いたしました。

4款衛生費、1項衛生総務費であります。1目衛生総務管理費は、実績見込みにより、職員給与費20万1,000円の増、ほか1件の減、合わせて290万9,000円の減額を計上。2項保健衛生費、1目火葬衛生費は、実績見込みにより、火葬場運営管理経費14万2,000円の減、ほか1件の減、合わせて38万4,000円の減額を計上。

16ページになります。

3項清掃費、1目ごみ焼却処理費は、実績見込みにより、ごみ焼却場維持管理経費1,011万5,000円の減、ほか1件の減、合わせて2,786万6,000円の減額。2目粗大ごみ処理費は、実績見込みにより、粗大ごみ処理場維持管理経費16万5,000円の増、ほか2件の減、合わせて322万円の減額。3目し尿処理費は、実績見込みにより、し尿処理場維持管理経費187万2,000円の減、ほか2件の増、合わせて3,892万5,000円の増額。

この項は、合わせて783万9,000円の増額を計上いたしました。

5款1項消防費であります。1目消防本部費は、実績見込みにより、職員給与費768万4,000円の減、ほか1件の増、1件の減、合わせて805万9,000円の減額。2目署所管理運営費は、実績見込みにより、職員給与費2,247万6,000円の減、ほか3件の増、1件の減、合わせて2,240万円の減額。

この項は、合わせて3,045万9,000円の減額を計上いたしました。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

歳出、2款総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

衛生費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 4款3項の3目し尿処理費のこの汚泥再生処理センター建設事業費3,580万4,000円ですけど、節で見ると工事請負費が3,401万円になっておりますが、この工事内容、年度末の補正の中でどういうことになっているのかお聞かせください。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** こちらの汚泥再生処理センターの建設事業費ということで、3,580万4,000円の増額を計上させていただきましたけども、そちらのまず内訳でございますけども、まず地中障害物除去については、除去費用として3,520万1,000円、あとは工期延長に伴う費用経費の増加ということで、こちらの建設費については、1,240万8,000円、こちらは工事請負費、あとは施工管理業務、こちらは委託料になるんですけども、こちらのほうの増額が551万9,000円、合わせまして5,312万8,000円、こちらのほうが増額となりますけども、そのほか給水ポンプの施設等の執行残のほうが大体1,732万4,000円、こちらのほう執行残がありますので、その差額分の3,580万4,000円を増額計上させていただいたものでございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5款消防費、質疑を許します。

6番、南 一郎君。

**○6番（南一郎君）** これは17ページの緊急消防援助隊派遣業務経費となっておりますが、この内容についてご説明願います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** この減額理由ですけども、新型コロナウイルスによる訓練中止による経費の返上になります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、第2条繰越明許費について説明を求めます。

吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** 第2条繰越明許費



について、表によりご説明申し上げます。

4 ページをお開き願います。

第2表繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費について、表のとおり定めようとするものであり、汚泥再生処理センター建設事業費について、年度内に事業期間の確保ができない見込みから、事業費を翌年度に繰越ししようとするものであります。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** これは工事完成時期を繰り越すんだけど、いつ頃にしているのか、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** こちらの工事完成時期は令和4年2月となっております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、第3条債務負担行為の補正について説明を求めます。

吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** 第3条債務負担行為の補正について、表によりご説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正であります。久慈地区汚泥再生処理センター運営事業を追加しようとするものであります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号「令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第9 議案第4号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第9、議案第4号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算」を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入について説明を求めます。

橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 議案第4号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2、歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料は、実績見込みにより現年度分特別徴収保険料及び普通徴収保険料、合わせて3,087万円の増額を計上いたしました。

3 款国庫支出金であります。1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金は、現年度分介護給付費負担金に1,558万9,000円の増額を計上いたしました。

2 項国庫補助金は、1 目調整交付金の現年度分に3,300万1,000円の減額を計上、2 目地域支援事業交付金の現年度分に1,461万7,000円の減額を計上、3 目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修費補助金164万5,000円の増額を計上、5 目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するための交付金として99万8,000円の増額を計上、6 目介護保険保険者努力支援交付金は、1,050万8,000円を計上。

この項は、合わせて3,446万7,000円の減額を計上いたしました。

4 款1 項支払金基金交付金であります。1 目介護給付費交付金は現年度分に2,738万2,000円の増額を計上、2 目地域支援事業支援交付金は現年度分に841万1,000円の減額を計上。

この項は、合わせて1,897万1,000円の増額を計上いたしました。

これらは保険給付費等、見込額の増に伴う第2号被保険者負担分の増額になります。

5 款県支出金であります。1 項県負担金、1 目介護給付費負担金は、現年度分に1,737万1,000円の増額

を計上、これは、保険給付費実績見込みの増に伴う県負担分の増額になります。

3 項県補助金、2 目地域支援事業交付金は、現年度分に730万8,000円の減額を計上、これは地域支援事業費実績見込みの減に伴う県交付分の減額になります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入であります。1 目利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子4万8,000円の減額を計上いたしました。

10ページ、11ページをお願いいたします。

7 款繰入金であります。1 項1 目一般会計繰入金は、実績見込みによる介護総務費繰入金1,389万7,000円の減、保険給付費見込額の増による介護給付費繰入金2,729万1,000円の増、低所得者への介護保険料軽減措置減に伴う国、県、市町村負担分11万1,000円の増、この項は合わせて1,350万5,000円の増額を計上いたしました。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料の増額に伴い、1,776万4,000円の減額を計上いたしました。

9 款諸収入であります。2 項雑入、1 目第三者納付金は、実績見込みにより、286万7,000円を計上しました。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

歳入、1 款保険料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、質疑を許します。

5 番、信田義朋君。

**○5 番（信田義朋君）** 9 ページの6 の介護保険者努力支援交付金が補正で1,050万800円増やすという内容なんです。この努力支援交付金というのはどういった場合に交付されるものなんですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** この交付金の目的でございますが、高齢者の健康維持や介護予防を各自治体が促進するために使うというお金でございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4 款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5 款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

6 款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

7 款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

9 款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出について説明を求めます。

橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 歳出につきましてご説明いたします。

まず、補正予算給与費明細書についてご説明いたします。

18ページをお開き願います。

1、特別職であります。下段の比較欄でご説明いたします。

その他の特別職、報酬は実績見込みにより127万4,000円の減であります。

19ページになります。

2、一般職、（1）総括、会計年度任用職員であります。報酬は22万1,000円の増、共済費は13万6,000円の減、合計で8万5,000円の増となっております。

それでは12ページ、13ページをお願いいたします。

3、歳出、1 款介護総務費、1 項介護総務管理費、1 目一般管理費は、実績見込みにより830万2,000円の減額を計上、3 項1 目介護認定審査会費は、実績見込みにより121万1,000円の増額を計上、2 目認定調査等費は、実績見込みにより516万1,000円の減額を計上。

この項は合わせて395万円の減額を計上いたしました。

2 款保険給付費は、各種保険給付費の実績見込みによる増減であります。

1 項介護サービス等諸費は、1 目居宅介護サービス給付費から、9 目居宅介護サービス計画給付費まで、この項は合わせて5,567万8,000円の増額を計上いたしました。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2 項介護予防サービス等諸費は、1 目介護予防サービス給付費から、7 目介護予防サービス計画給付費まで、この項は合わせて441万8,000円の減額を計上いたしました。

3 項その他諸費は、1 目審査支払手数料に119万円の減額を計上いたしました。

4 項高額介護サービス等費は、1 目高額介護サービス費に2,828万7,000円の増額を計上いたしました。

5 項高額医療合算介護サービス等費は、1 目高額医療介護サービス費に152万7,000円の増額を計上いたしました。

6 項特定入所者介護サービス等費は、1 目特定入所者介護サービス費に2,151万4,000円の増額を計上いたしました。

16ページ、17ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費であります。1 項1 目介護予防・生活支援サービス事業費に2,808万円の減額を計上、2 目介護予防ケアマネジメント事業費に370万円の減額を計上。

この項合わせて、3,178万円の減額を計上いたしました。

3 項包括的支援事業・任意事業費は、1 目包括的支援事業費に1,723万3,000円の減額を計上、2 目任意事業費に50万6,000円の減額を計上。

この項合わせて、1,773万9,000円の減額を計上いたしました。

4 款1 項基金積立金であります。1 目介護給付費準備基金積立金に4万1,000円の減額を計上いたしました。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

歳出、1 款介護総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2 款保険給付費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3 款地域支援事業費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4 款基金積立金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第5号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第10、議案第5号

「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** 議案第5号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、多発する自然災害の大規模化や消防業務の多様化など消防を取り巻く環境の変化に対応するため、手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額について見直しを行い、所要の改正をしようとするものであります。

その内容につきましては、現行の救急業務手当に救急救命士の資格を有する者が救急救命処置に関する業務を行った場合の手当を追加するほか、災害現場における救助活動を行った場合の救助活動手当、危険かつ特殊な現場で、業務を行った場合の危険業務手当、新型コロナウイルスなどの感染症に関する患者の搬送や物件の処理業務を行った場合の感染症防疫業務手当を追加しようとするものであります。

また、これらの手当を支給するに当たりましては、併給禁止について規定しようとするものであります。

条例の施行期日は令和3年4月1日としようとするものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

質疑を許します。

14番、城内伸悦君。

○14番（城内仲悦君） 先ほど件数を聞いたわけですが、この条例改正に伴う予算額はどの程度あるのでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 城内消防次長。

○消防次長（城内和彦君） 今の質問にお答えします。

25万6,100円、年間を見ております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第6号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第11、議案第6号「火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

城内消防次長。

○消防次長（城内和彦君） 議案第6号「火災予防条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、電気自動車等の航続距離延長に伴い、大容量化した車載電池をより短時間で充電するため、急速充電設備の高出力化が進んでいることにより、急速充電設備の位置、構造及び管理に係る規定を整備するものであります。

現行の火災予防条例において急速充電設備は、全出力が20キロワットを超えるものから50キロワット以下と定められていますが、その上限を200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の整備をしようとするものであります。

なお、附則におきまして、施行期日を令和3年4月1日としようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号「火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 閉会

○議長（佐々木栄幸君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第7回久慈広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうも長い間ありがとうございました。

午後2時39分 閉会